

グリーンヒル土浦建築協定の概要

| | |
|--|---|
| 協定区域 | 神立町3441番47外 |
| 敷地 | 細分化してはならない |
| 用途 | <p>建築できる用途は第一種低層住居専用地域内で建築できるもののうち、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 専用住宅</p> <p>(2) 兼用住宅（事務所、店舗、その他これらに類するもの。ただし、アルコール類を販売する飲食店並びにカラオケスナック等は除く）</p> <p>(3) 診療所（獣医院は除く）</p> <p>(4) 巡査派出所、公衆電話所等の公益上必要な建築物</p> <p>(5) 前各号の建築物に付属する車庫及び物置。</p> <p>ただし、物置は7㎡未満とする。</p> |
| 建ぺい率 | 50%以下（角地緩和の対象になる場合は60%以下） |
| 容積率 | 100%以下 |
| 建築物の高さ | <p>(1) 最高高さ10m以下（宅地地盤面から）</p> <p>(2) 軒高7m以下（宅地地盤面から）</p> <p>(3) 北側斜線 当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの以下</p> <p>(4) 道路斜線 当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に1.25を乗じた数値以下</p> |
| ※宅地地盤面とは本協定を設定したもののから敷地の引渡しを受けた日の地盤面をいう。 | |
| 壁面後退 | <p>外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界（道路境界を含む）までの距離は1m以上とする。ただし、車庫及び物置その他これらに類するものはこの限りではない。また、隅切部分には車庫等は設置しないこと。</p> |
| 門・塀 | <p>道路境界及び公園境界の塀は、生垣等の開放性のあるものとする。</p> <p>石積ブロック等で築造する場合は、高さ1.2m以下とし、周囲の景観と調和するよう留意すること。</p> |
| その他 | (1) 敷地内は緑化に努めること |

※上記の表は参考資料程度としてご利用いただき、詳細については、協定書及び協定運営委員会に確認してください。